

小型無人機等飛行禁止法（概要）

- ◆ 小型無人機等によるテロ等の危険を未然に防止するため、**平成28年**、国の重要な施設等、外国公館等、原子力事業所を対象として、小型無人機等の飛行を原則禁止する**小型無人機等飛行禁止法が成立**（同年4月7日施行）
- ◆ **令和元年**、**同法を改正し**、**対象施設に**、ラグビーWC/東京オリパラ大会会場（時限）、それに伴う空港（時限）及び**防衛関係施設（自衛隊施設、在日米軍施設）を追加**（同年6月13日施行）

小型無人機等の飛行が原則として禁止されるエリア

- ・ 対象施設敷地・区域の上空
- ・ 対象施設周囲「おおむね」300mの上空
- ・ 例外として、右の①、②又は③の場合には飛行可能

禁止エリアで小型無人機等の飛行が認められる場合

- ①施設管理者の同意を得た飛行
- ②土地所有者等の同意を得た飛行
- ③国・地方公共団体の業務での飛行

※ 防衛関係施設の上空は、**①の場合のみ飛行可能。**

対象施設

- ・ 国の重要な施設等（総理官邸、危機管理行政機関等）
- ・ 外国公館等
- ・ 原子力事業所
- ・ **防衛関係施設（自衛隊施設・在日米軍施設）**

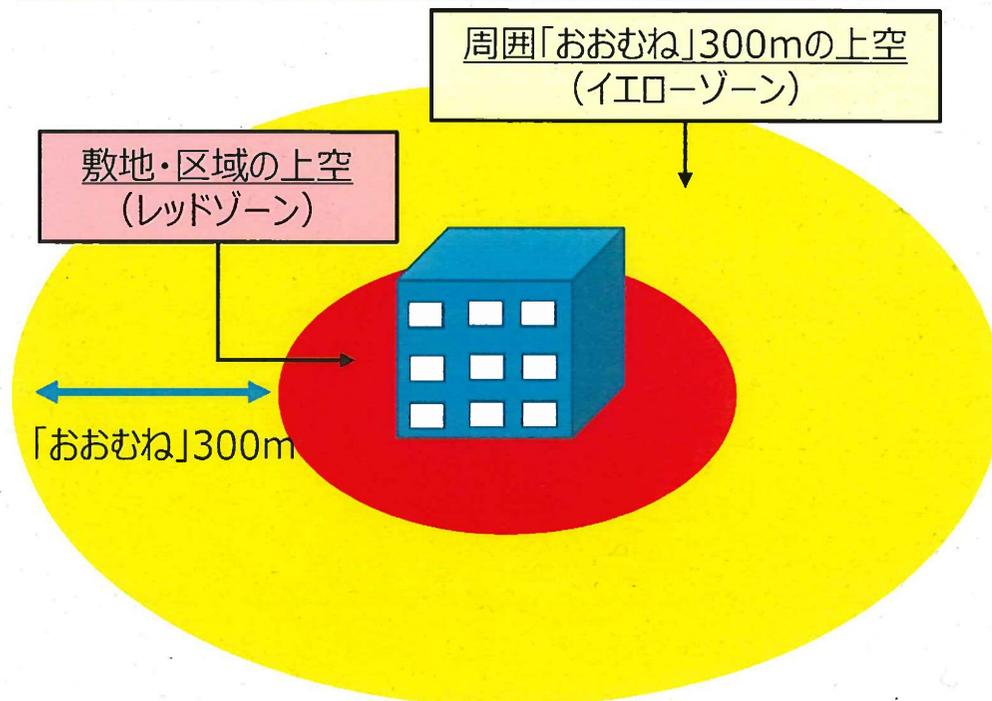
排除措置

警察官・海上保安官に加え、自衛隊施設を職務上警護する**自衛官による排除措置**を規定

※ 自衛隊施設の上空（レッドゾーン）以外は、**警察官等がその場にいらない場合**に限る。

罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

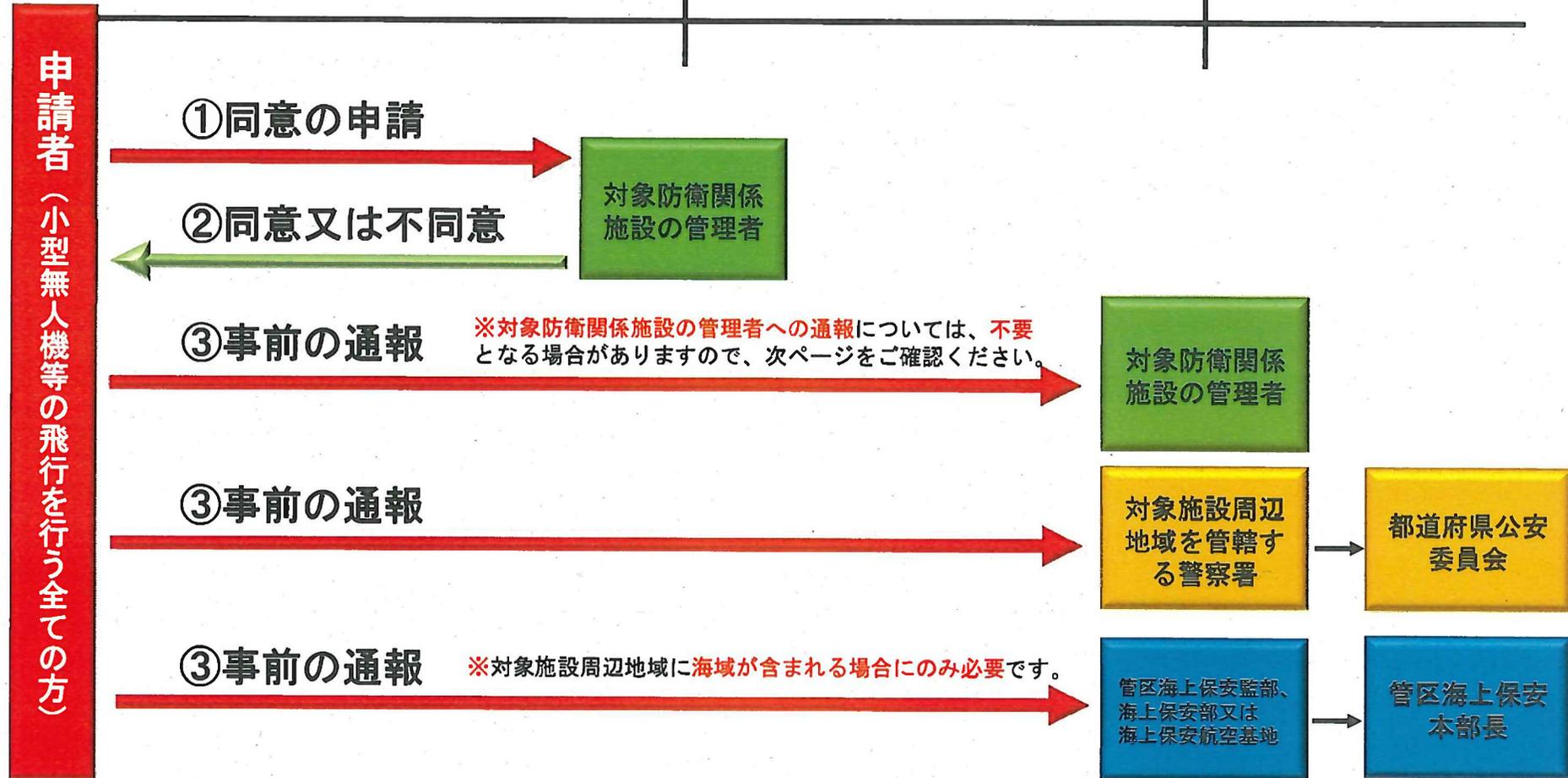
- レッドゾーン：直罰
- イエローゾーン：警察官等の命令に違反（命令前置）



①自衛隊の場合

対象防衛関係施設の敷地又は区域の上空において小型無人機等の飛行を行う場合の手続

飛行を行う10営業日前まで 飛行を行う48時間前まで



※①申請書の様式については、同ホームページの申請書の様式一覧に掲載していますので、そちらをご利用ください。

※③通報書の様式については、同ホームページの通報書の様式一覧に掲載していますので、そちらをご利用ください。

※災害その他緊急やむを得ない場合に限っては、小型無人機等の飛行を行う直前までに、対象防衛関係施設の管理者に口頭で通報することで足りることとしています。ただし、その場合であっても対象防衛関係施設の敷地又は区域の上空については、対象防衛関係施設の管理者から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要があることに注意してください。

※具体的な通報の窓口となる対象防衛関係施設、警察署及び海上保安本部等については、防衛省、各都道府県警察及び国土交通省のホームページを参照してください。通報書は対象防衛関係施設、警察署又は海上保安本部等の窓口でも入手することが可能です。

①自衛隊の場合

対象防衛関係施設の敷地又は区域の上空において小型無人機等の飛行を行う場合の手続

対象防衛関係施設の管理者への**同意の申請**

小型無人機等の飛行を行うにあたり、**対象防衛関係施設の管理者**から同意を得る必要があります（同意を証する書面の交付を受ける必要があります。）

対象防衛関係施設の管理者及び都道府県公安委員会並びに管区海上保安本部長への**事前の通報**

- 小型無人機等の飛行を行う**48時間前までに**、当該小型無人機等の飛行に係る**対象防衛関係施設の管理者及び対象施設周辺地域を管轄する警察署並びに海上保安本部等（対象施設周辺地域に海域が含まれる場合に限る。）**に、所定の様式の通報書を提出してください。
- この際、それぞれの**通報書の提出先に実際に飛行させる小型無人機等を提示する**必要があります。ただし、それが困難な場合には、**当該小型無人機等の写真を提出**することで足りります。

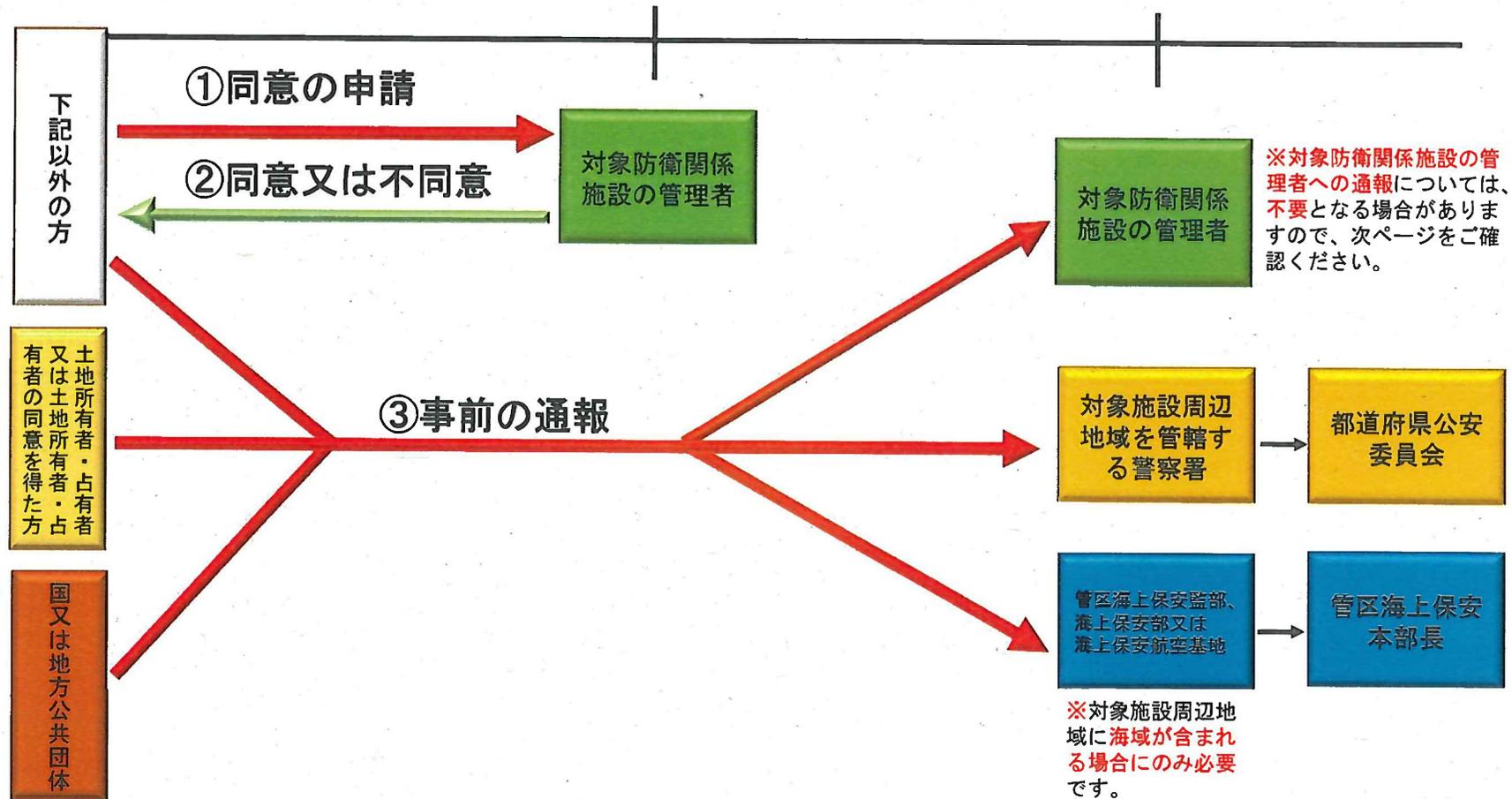
対象防衛関係施設の管理者から**同意を得た方の通報**

- 対象防衛関係施設の管理者から同意を得た方が、同意を得るに当たって、以下の事項を対象防衛関係施設の管理者へ提出している場合には、**対象防衛関係施設の管理者に対する通報に限り、不要となります。**
- ①小型無人機等の飛行を行う日時及び目的
- ②小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域
- ③飛行させる者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
- ④飛行させる者の勤務先の名称、所在地及び電話番号（勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）
- ⑤船舶の名称、船舶番号、国際海事機関船舶識別番号又は漁船登録番号、船種、船籍港及び総トン数並びに当該船舶との連絡手段（飛行させる者が船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）
- ⑥小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴（製造者、名称、製造番号、色、大きさ、積載物その他の特徴）

①自衛隊の場合

対象防衛関係施設の敷地又は区域の周囲おおむね300mの地域の上空において小型無人機等の飛行を行う場合の手続

飛行を行う10営業日前まで 飛行を行う48時間前まで



※①申請書の様式については、同ホームページの申請書の様式一覧に掲載していますので、そちらをご利用ください。
※③通報書の様式については、同ホームページの通報書の様式一覧に掲載していますので、そちらをご利用ください。

※具体的な通報の窓口となる対象防衛関係施設、警察署及び海上保安本部等については、防衛省、各都道府県警察及び国土交通省のホームページを参照してください。通報書は対象防衛関係施設、警察署又は海上保安本部等の窓口でも入手することが可能です。

①自衛隊の場合

対象防衛関係施設の敷地又は区域の周囲おおむね300mの地域の上空において小型無人機等の飛行を行う場合の手続

対象防衛関係施設の管理者への同意の申請

小型無人機等の飛行を行うにあたり、土地所有者・占有者又は土地所有者・占有者の同意を得た方又は国又は地方公共団体の業務で小型無人機等の飛行を行おうとする方以外は**対象防衛関係施設の管理者**から同意を得る必要があります（同意を証する書面の交付を受ける必要があります。）。

対象防衛関係施設の管理者及び都道府県公安委員会並びに管区海上保安本部長への事前の通報

- 小型無人機等の飛行を行う**48時間前までに**、当該小型無人機等の飛行に係る**対象防衛関係施設の管理者及び対象施設周辺地域を管轄する警察署並びに海上保安本部等（対象施設周辺地域に海域が含まれる場合に限る。）**に、所定の様式の通報書を提出してください。
- この際、それぞれの**通報書の提出先に実際に飛行させる小型無人機等を提示する**必要があります。ただし、それが困難な場合には、**当該小型無人機等の写真を提出**することで足ります。
- 土地所有者・占有者の同意を得た方は、土地所有者・占有者の同意を証する書面の写しを提出する必要があります。
- 国又は地方公共団体の飛行のうち、国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う方は、これを証明する書面の写しを提出する必要があります。

対象防衛関係施設の管理者から同意を得た方の通報

- 対象防衛関係施設の管理者から同意を得た方が、同意を得るに当たって、以下の事項を対象防衛関係施設の管理者へ提出している場合には、**対象防衛関係施設の管理者に対する通報に限り、不要となります。**
- ①小型無人機等の飛行を行う日時及び目的
- ②小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域
- ③飛行させる者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
- ④飛行させる者の勤務先の名称、所在地及び電話番号（勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）
- ⑤船舶の名称、船舶番号、国際海事機関船舶識別番号又は漁船登録番号、船種、船籍港及び総トン数並びに当該船舶との連絡手段（飛行させる者が船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）
- ⑥小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴（製造者、名称、製造番号、色、大きさ、積載物その他の特徴）